

■宮城県ゆずりあい駐車場利用制度

対 象	<p>以下の障害者手帳等をお持ちの方。</p> <p>視覚障害 4 級以上、聴覚障害 3 級以上、平衡機能障害 5 級以上、肢体不自由上肢 2 級以上、肢体不自由下肢 6 級以上、肢体不自由体幹 5 級以上、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害上肢機能 2 級以上、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害移動機能 6 級以上、心臓機能障害 4 級以上、じん臓機能障害 4 級以上、呼吸器機能障害 4 級以上、ぼうこう・直腸の機能障害 4 級以上、小腸機能障害 4 級以上、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害 4 級以上、肝臓機能障害 4 級以上。</p> <p>療育手帳 A、精神保健福祉手帳 1 級をお持ちの方。</p> <p>難病患者、要介護状態区分が要介護 1 以上、妊産婦（妊娠 7 ヶ月から産後 1 年）、医師の診断書により移動に配慮が必要な方</p>
内 容	申請して利用証の交付を受けると、公共施設や商業施設などの障害者等用駐車場区画を利用できます。
窓 口	<p>大郷町役場 保健福祉課 TEL 3 5 9 - 5 5 0 7</p> <p>宮城県保健福祉部社会福祉課 TEL 2 1 1 - 2 5 1 9</p>

【生活福祉資金の貸付制度】

制度の名称	内 容
福祉費	<p>① 生業費…生業を営むのに必要な経費。</p> <p>② 技能習得費…技能習得に必要な経費</p> <p>③ 住宅修繕費…住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費</p> <p>④ 福祉用具購入費…福祉用具の購入に必要な経費</p> <p>⑤ 自動車購入費…障がい者用自動車の購入に必要な経費</p> <p>⑥ 中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費</p> <p>⑦ 療養費…負傷又は疾病の療養に必要な経費</p> <p>⑧ 介護等費…介護保険、障害者サービス等を受けるために必要な経費</p> <p>⑨ 災害臨時費…災害を受けたことにより臨時的に必要な経費</p> <p>⑩ 冠婚葬祭費…冠婚葬祭に必要な経費</p> <p>⑪ 転居・給排水設備費…住居の転居等、給排水設備等の設置に必要な経費</p> <p>⑫ 支度費…就職、技能習得等の支度に必要な経費</p>
緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合
その他	※貸付期間、限度額、条件等は項目により異なります。
窓口	大郷町社会福祉協議会 TEL 3 5 9 - 2 7 5 3 FAX 3 5 9 - 4 8 9 6